

議案第64号

静岡市情報公開条例の一部改正について

静岡市情報公開条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成28年2月22日提出

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市情報公開条例の一部を改正する条例

静岡市情報公開条例（平成15年静岡市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「議会」の次に「並びに本市が設立した地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）」を加え、同条第2項中「とは、実施機関の職員」の次に「（本市が設立した地方独立行政法人の役員を含む。以下同じ。）」を加える。

第7条第1号ウ中「（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）」を削る。

第15条第3項中「第17条及び」を削る。

第17条を次のように改める。

（審理員による審理手続に関する規定の適用除外）

第17条 公開決定等又は公開請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第9条第1項本文の規定は、適用しない。

第18条の見出しを「（審査会への諮問）」に改め、同条中「前条」を「前項」に改め、同条第1号中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、「参加人」の次に「（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下この章において同じ。）」を加え、同条第2号中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同条第3号中「不服申立てに係る公開決定等」を「審査請求に係る公文書の公開」に、「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同条を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

公開決定等又は公開請求に係る不作為について審査請求があったときは、当該審査請求に対する裁決をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、速やかに第20条の規定により設置される静岡市情報公開審査会に諮問しなければならない。

(1) 審査請求が不適法であり、却下するとき。

(2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る公文書の全部を公開することとなるとき。ただし、当該公文書の公開について反対意見書が提出されているときを除く。

第19条の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条各号列記以外の部分中「又は決定」を削り、同条第1号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、「又は決定」を削り、同条第2号中「不服申立て」を「審査請求」に、「公開決定等を」を「公開決定等（公開請求に係る公文書の全部を公開する旨の決定を除く。）を」に、「公開決定等に」を「審査請求に」に改め、「又は決定」を削る。

第20条第1項中「第17条」を「第18条第1項」に改める。

第21条第4項中「不服申立て」を「審査請求」に、「不服申立人」を「審査請求人」に、「不服申立人等」を「審査請求人等」に改める。

第22条及び第23条中「不服申立人等」を「審査請求人等」に改める。

第24条の見出し中「閲覧」を「写しの送付等」に改め、同条中「不服申立人等」を「審査請求人等」に改め、「資料の閲覧」の次に「(前項の電磁的記録にあつては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧)」を加え、同条を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

審査会は、第21条第3項若しくは第4項又は前条の規定による意見書又は資料の提出があったときは、当該意見書又は資料の写し（電磁的記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものにあつては、これに記録された事項を記載した書面）を当該意見書又は資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるときその他正当な理由があるときは、この限りでない。

第24条に次の2項を加える。

3 審査会は、第1項の規定による送付をし、又は前項の規定による閲覧をさせようとするときは、当該送付又は閲覧に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

4 審査会は、第2項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。

第25条中「第17条」を「第18条第1項」に改める。

第26条中「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

附則に次の2項を加える。

(地方独立行政法人の成立に伴う経過措置)

14 本市が設立する地方独立行政法人の成立の前日に実施機関に対してされた公開請求その他の行為のうち、当該実施機関から当該地方独立行政法人に承継される公文書に係るものは、当該地方独立行政法人の成立の日以後は、当該地方独立行政法人に対してされた公開請求その他の行為とみなす。

15 本市が設立する地方独立行政法人の成立の前日に実施機関が行った公開決定等、審査会への諮問その他の行為のうち、当該実施機関から当該地方独立行政法人に承継される公文書に係るものは、当該地方独立行政法人の成立の日以後は、当該地方独立行政法人が行った公開決定等、審査会への諮問その他の行為とみなす。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(適用)

2 この条例による改正後の静岡市情報公開条例第18条第1項の規定は、審査請求であって、この条例の施行の日以後にされた公開請求に係る実施機関の不作为に係るものについて適用する。

(経過措置)

3 公開決定等についての不服申立てであってこの条例の施行前にされた公開決定等に係るものについては、なお従前の例による。